

エコ・パワー株式会社  
「(仮称)大分ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」  
に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年12月7日付けでエコ・パワー株式会社より届出された「(仮称)大分ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年1月29日
  
- (2) 大分県知事意見 \* 平成30年3月30日
  
- (3) 環境大臣意見 \* 平成30年4月13日
  
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第22回、第4回)  
\* 平成30年2月8日(1回目) 平成30年4月24日(2回目)

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・沢の位置を把握しているのであれば、排水溝からの濁水到達推定範囲内にあるかどうかの予測結果を評価書までに示すこと。	・ご指摘の点を反映し、評価書を作成します。
・盛土場の土量を考えると谷を埋めてしまうことになると思うので、濁水防止以外でも土砂崩れ等の観点についても地元の専門家に意見を聞きながら進めるように。	・ご意見を踏まえ、盛土場の設計にあたっては、専門家の意見を聞きながら進めます。
・クマタカ行動圏の解析結果において、高利用域及び営巣中心域が示されており、改変面積のみで影響を予測、評価しているが、事業地の中心に高利用	・クマタカ行動圏の解析結果において、高利用域の重なる場所と風車が重なることについての予測、評価を評価書に記載します。

域及び営巣中心域に位置しているということはどう評価するか。その予測、評価がされていない。K2 ペアと K3 ペアの高利用域の重なる場所は、そこで旋回飛行をするだろうし、そこに風車があれば安全とはいえない。高利用域の重なる場所と風車が重なることについての予測、評価を評価書に記載して頂きたい。	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、大分県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。